

第4回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会

議事概要

●日時：平成25年12月17日（火曜日） 13：15～15：45

●場所：滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

●内容：

報告 滋賀県景観行政団体協議会幹事会議での意見

（11月20日（水）担当者会議・11月18日（木）幹事会議）

議事 びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

●出席委員：川崎雅史委員（部会長代理）、黒崎道雄委員、柴山直子委員、
中嶋節子委員（部会長）、西本柳枝委員、福谷晃委員
（7名中6名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

（1）滋賀県景観行政団体協議会幹事会議での意見

【質疑応答】

- 広域的景観に関する事項について、県内部で調整することはないのか。以前は景観調整連絡会議で河川部局や自然環境部局等と調整する必要があったと記憶している。
- ◆景観形成連絡会議は必ずしも開催する必要はないが、各部局に景観行政の内容を共有して頂くためにも開催することになると思う。
- 視点場の位置が少し変わると規制値が変わるし、都市計画のゾーニングとの兼ね合いもあるため、相当緻密に考えないと実際に運用することは難しい。着実に一歩ずつ進めて頂ければ良いかと思う。
- 都市計画との整合が課題であるが、各地で様々な取り組みが行われているので、それらの方法を調査して頂いた方が良い。その上で都市計画と景観の調整方法を景観行政団体協議会の場で示すことが出来れば良いと思う。当審議会では、今後の検討を進めるためのケーススタディに用いる20景という位置づけで進めて、最終的には幾つかの手法がまとまったメニューみたいなものができれば良い。

(2) びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

【質疑応答】

- 地形条件等から、湖東には比叡比良といった山並みがあるが、湖東には平野が多く、高層建築も建ちやすい。視点場・視対象の各自治体によって立場が違うので、調整が難しい。視点場・視対象の自治体が協働するだけでなく、湖辺の全ての市が同じ目的・目標をもって取り組まなければならないと感じた。また、「守るべき眺望景観」から「広域的調整を必要とする大切な眺望景観」に名称が変更したことについて、市町が、広域的調整を必要とする景観に対して守りたいという意志を持っているのかどうか気になった。
- 景観の保全と経済活動の発展との間で折り合いを付けないといけない。県民の方が納得する規制につながるものをこの審議会を出していきたい。
- 高さの規制も重要であるが、建物そのものの美しさも重要であると感じる。フォルムの美しいものを心がけるということも景観の中に入れて考えることはできないだろうか。
- ◆色彩と形態については今後の審議会でも検討していく。建物のフォルムの美しさについては、視対象までの距離が大きくなる場合には、建物のフォルムまで認識することは難しいのかなと感じている。

- 今回の資料では、山並みの高さに対して4分の1を遮蔽しないというこれまでの県の基準をベースに検討されているが、これまでの基準は各市町にも受け入れられると思うので、これを原則に進めると良いと思う。一方、都市計画の高さを踏まえた検討もされているが、この数値は市町の都市計画の観点から設定されているので、それでもって景観の基準とすることは奇妙である。県としては美しい景観を守ることが重要であり、都市計画と景観の調整については各市町が主体となって取り組むべきことかと思う。
- 浮御堂から眺めて、三上山の見かけ高さの3分の1を遮蔽しない基準とすると、守山市の湖岸商業地域は20mの高さ制限になってしまうので、現実的には合意が得られないと思う。そうすると、原則は見かけ高さの3分の1の眺望面を設定して、稜線を著しく切らない高さでデザイン・色彩等が良ければ見かけ高さの2分の1まで許容するといった特例規定を設定しておけば市町の合意も得られやすいのではないかと。

- なぜこの20景なのかの説明が重要である。近江八景や琵琶湖八景など、滋賀県民として大事な景観や観光スポット・琵琶湖を借景としてつくられた場所等を選んだ上でこの20景が選出されたという説明であれば納得できる。アンケートや複数の指標を用いており複雑化しているが、分かりやすい説明が必要であると思う。
- ◆景観を選出する際には、滋賀県民が大事に思う景観として近江八景・琵琶湖八景や文学・市町景観百選等をしっかりと調査し、その中から広域的調整が必要な景観として66景を選出した上で、アンケート等から20景に絞っている。また今回は、目的を課題の抽出と捉えているので、20景の位置づけも以前説明した内容とは異なってきている。課題抽出のためのケーススタディとしての20景として理解して頂きたい。
- 景観行政団体協議会としては、20景を一過性のアンケートで決めて良いのかという疑問があるのだろう。県の戦略として、段階を踏んで進める方が市町には納得して頂けるの

ではないか。いきなり 20 景を提示するよりは、全県民が知っていて文化的価値の高い重要な 3 景程度に対して検討を進めて、次の候補として 20 景を用意しておく、といった戦略で進める方が、説得力があるのではないか。

◆20 景を選出して検討を進めた後に、複数の景観が同じタイプであることが分かればタイプごとに類型化してお示しすることもあるかもしれない。しかし、課題をあぶりだすためにも、まずは 20 景を選出して検討を進めたいと考えている。

○数学的な検討が進んでいるので、この内容を県民に見て頂く場合には難しすぎるかなと感じる。説明方法を工夫しなければならない。

また、数字で示すことができるものは分かりやすいが、形態や色彩といった数字で示すことが難しいものについては、既往の知見を参考にする等、工夫して検討を進めて欲しい。

○デザインを数値で決めることは不可能と考えている。最終的には、デザインの規制は話し合いの場で個別に対応していく方法しかないのではないか。

◆色彩、形態については、次回までに検討を進めてお示ししたいと思う。

○確認であるが、市町からこの 20 景に対しケーススタディとして進めることについて特に問題は無いと考えてよいか。

◆ケーススタディとして広域的調整を必要とする眺望景観について景観行政団体協議会として研究を進めて、最終的には広域的調整を必要とする眺望景観の保全を進める際の指針となるものを各景観行政団体間で共有できればよいと思っている。

○この 20 景でケーススタディを進めて、最終的なアウトプットとしては必ずしもこの 20 景が残るのではなく、広域的景観に関する考え方や手法といったより抽象化されたものが出てくるという理解で良いか。

◆今年度は、この 20 景でケーススタディを進めてその結果をまとめ、課題を整理したい。来年度のイメージは、整理した課題を各市に持ち帰ってもらい議論をしていただくこととなるため、今明言することはできない。

○20 景を見ると、三上山が視対象となる景観が 7 景ある。20 景という考え方ではなく、視点場と視対象が幾つかある中で、その組み合わせのタイプに応じてケーススタディを進める方が理解を得やすいのではないか。

○視対象で分類することは分かりやすい。3 つか 4 つの分類になるのではないか。

○市町の景観計画では、商業系では Y R 系で彩度 6 程度が基準値となっている。今回の眺望部分では、商業系のゾーンでも住宅系ゾーンの規制レベルまで基準を厳しくしてもらおうといったことならば、全体に共通して可能ではないか。高さからではなく、色彩のことから市町に共通認識を持って頂くことも戦略かと思う。

○実際に建築行為があった場合には、視対象自治体側に届出される。この届出に対して、視点場自治体が協議に参加できるとか、県がアクションを起こす等、運用のイメージはどのようなものか。

◆運用方法や制度の構築についても景観行政団体協議会の場で検討すべき内容であると考
えている。

○事務局にはこの20景で検討を進めて頂いて、視対象のグルーピング等が可能であれば実
施して欲しい。都市計画と景観の調整については、都市計画を気にしすぎて基準を設定
することは如何なものかと感じる。あくまで景観審議会が良い景観をつくることを考え
なければならない。その際に、視対象の見かけ高さの3分の1や4分の1といった検討
を進める場合には、その数値には何らかの根拠が必要である。どのように根拠を設定す
れば市・県民・事業者等に理解を得ることが出来るのか。個人的には浮御堂から眺める
三上山等、重要な景観に対しては厳しい基準値を示すべきではないかと感じている。
また、この場で基準値を決めてしまうのではなく、複数の案を市町に示すという方法も
あると思う。

○原則視対象の見かけ高さの4分の1という基準は、直感的には山の形象を保全するた
めには良い数値と感じている。見かけ高さの3分の1であっても、今回のケースでは視
点場から視対象までが遠いので、白っぽい建築物等の色彩を抑えることが出来れば大
丈夫ではないか。

もちろん稜線を切ることは問題であるが、色彩さえ抑えることが出来れば、場合によ
っては見かけ高さの2分の1でも大丈夫ではないかと感じている。浮御堂から三上山を眺
める場合、守山市湖岸の商業地域は20mの高さ基準となる訳であり、非常に厳しい。

○厳しい基準を設定して特例規定を設けておくのか、あらかじめ緩やかに設定しておく
のか、両方の手法があり得るかなと感じている。風景条例で設定している基準よりも緩
やかにする必要はないと思う。

◆都市計画上出来るかどうかは別の話として、見かけ高さの3分の1や4分の1等、景
観上必要な数値を示すことが出来れば良いと思っている。一方で、このような場合はこ
のような景観となります、といったケースを複数提示し、景観行政団体が判断できる材
料を示すこととして、この場では具体的な基準値案の確定までは行わないとする方法も
あるかなと感じている。

○都市計画法は遵守であり、景観法は届出であるから最終的には都市計画上問題がなけれ
ば建てる事が出来てしまうという課題を挙げているが、遵守のためには、例えば風致
条例をかけるということも検討するのか。

◆理想的には、景観を考慮した都市計画がベストであると思う。都市計画上建つものが、
景観上建てる事ができないといった差異がある状況は良いのか、という意見がある。

○色彩、形態も含めて、今回頂いた意見を踏まえて事務局には作業を進めて頂きたい。

以上